Ｑ６－１　外国人の子どもの就学促進は、なぜ必要なのですか。

Ａ　外国人の子どもの保護者には、義務教育諸学校への就学義務は課せられていませんが、国では、日本国憲法や教育基本法、国際規約等に基づき、外国人が子どもの公立義務教育諸学校への就学を希望する場合には、無償で受け入れ、教育を受ける機会を保障しています。

外国人の子どもの学ぶ権利を保障しましょう

各市町村においては、外国人の子どもの住民登録があった場合、公立義務教育諸学校への就学機会の確保に努めることが大切です。

【外国人の子どもの受入れに関わる国の考え方】

○　外国人が、子どもの公立の義務教育諸学校への就学を**希望する場合**には、**日本人児童生徒と同様に無償で受入れ**

○　**教科書の無償配付**及び**就学援助**を含め、**日本人と同一の教育を受ける機会を保障**

【日本国憲法】

第26条

１　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【教育基本法】

第５条

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

【国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）】

第13条

１　この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

２　この規約の締約国は、１の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

【児童の権利に関する条約】

第28条

１　締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

（a）初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

（b）種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

Q６－２　学齢相当の子どもがいる外国人が住民登録に訪れた場合、どのような手順で対応したらよいですか。

A　外国人の住民登録があった場合は、教育委員会に情報を確実に引き継ぐとともに、学齢簿に準ずる資料を作成して就学案内を行い、就学につなげることが大切です。

外国人の子どもの就学までの手順

1　首長部局（市民課等）から教育委員会へ情報を確実に引き継ぎます

Point　**・外国人の住民登録があった場合の対応について、首長部局と教育委員会が共通理解**

情報の引継ぎ

①外国人の住民登録
②学齢期の子どもがいた場合、公立学校への編入学希望を確認
③編入学を希望する場合、教育委員会に案内
・確実に手続きができるよう職員が同行
・やさしい日本語に加えて翻訳機や通訳者を活用

【翻訳機の活用例】
・難しい表現や長文は、やさしい日本語にしてから翻訳する
・よく使われる単語はそのまま使うが、翻訳機で補足説明する

2　教育委員会が就学案内を行い、外国人の子どもの就学機会を確保します

Point　**・子どもや保護者の不安な気持ちに共感**
・保護者には、学習内容や費用等を丁寧に説明し、理解や協力を求める

①学習内容や費用など、学校の概要を説明し、改めて意志確認
・経済的理由により就学が困難な場合は、（準）要保護者としての保護を適応
②在留カード等で居住地等を確認
・学齢簿に準ずる書類を作成、氏名（綴り）や生年月日、国籍、住居地、在留期間等を管理
③編入学に関わる必要書類（就学願、編入学願　等）を受理
・編入する学年は、基本的に年齢により決定
・学力や日本語能力等により、下学年への編入など柔軟に対応（32ページ参照）
④編入学に必要な詳しい説明や指導

【説明・確認の内容例】
□義務教育諸学校の制度や仕組み　□１年間及び１日の主な流れ
□本人の既往歴やアレルギーの有無　□保護者の氏名や勤務先
□ＰＴＡ組織と活動　□給食費等の振込依頼書の記入

Q６－３　当初の就学案内では、外国人が子どもの義務教育諸学校への就学を希望しなかった場合、その後、どのように対応したらよいですか。

A　子どもの外国人学校等への就学状況を把握するとともに、不就学又は不就学の可能性がある場合は、家庭訪問等により、継続して就学案内を行うなど、就学促進に取り組むことが大切です。

就学促進の取組

1　外国人の子どもの就学状況を継続して把握します

①就学案内の継続

・学齢（６～15歳）の外国人の子どもが、「住民登録時に就学を希望しなかった」「外国人学校を退学した」などの理由で、就学の機会を逸することのないよう、広報誌やホームページでの就学案内、説明会の開催等による就学に関わる情報を発信し、外国人の子どもが義務教育諸学校への就学が可能であることを継続して周知します。

②就学状況の把握

・外国人の子どもに対しても学齢簿に準じる資料を作成し、就学に関する情報を管理します。
・首長部局と連携を図り、義務教育諸学校や外国人学校等への就学状況を把握するとともに、不就学又は不就学の可能性がある場合は、家庭訪問等による複数回の就学案内や相談対応を行います。

2　不就学の外国人の子どもから就学希望があった場合、就学に向けて柔軟に対応します

①就学校決定の柔軟な対応

・外国人の子どもについても、基本的に法令に基づいて就学する学校を決定しますが、居住地の通学区域内で、学校の受入れ体制が整備されていない場合は、受入れ体制が整備されている学校への通学を認めるなど、柔軟に対応します。

②受入れ学年の決定

・外国人の子どもの受入れ学年は、本人の言語、教育制度や文化的背景が異なることを踏まえ、本人や保護者の十分な理解を得た上で決定します。

・**編入する学年は、基本的に年齢により決定**するが、日本語能力や日本との学習内容・順序の違いなどにより、**ただちに年齢相当の学年の教育を受けることが適切でないとき**は、一時的又は正式に下学年に入学することが可能
・外国の義務教育期間が短く、**９年間の義務教育を修了していない場合**、学齢期であれば、本人の希望により年齢相当の学年に編入学することが可能
・保護者からの学習の遅れに対する不安により、**進級時の補充指導や進級・卒業の留保に関する要望がある場合**には、校長の責任において進級や卒業を留保する措置が可能

Ｑ６－４　学齢を経過した外国人を公立の中学校で受け入れることは可能ですか。

Ａ　外国又は我が国において様々な事情から実質的に義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、各教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受け入れが可能です。

Point

・平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（注）においても、基本理念として「その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにする」とされたように、就学に課題を抱える外国人児童生徒等に対して様々な配慮を行うことが重要です。

注：「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」（平成28年12月22日文科初第1271号）

Q６－５　市町村として受入れ体制を整備するために、どのような取組が必要ですか。

A　市町村の外国人児童生徒等教育の方針に基づき、支援員等の人的支援や、ICT 機器等の物的支援、日本語指導教室の開設、市町村単位の研修、保護者対象の学校生活ガイダンスの実施等、突発的な外国人の子どもの編入学に対応できる取組を進めることが大切です。

市町村としての受入れ体制の整備

1　地域の実態に応じた体制を整備します

・市町村の状況に応じて、
□拠点校の設置
□日本語指導担当教師による巡回指導
□学校単位での日本語指導担当教員を中心とした取組
□就学前の子どもや保護者のためのプレスクールの設置
など、日本語指導が必要な子どもの在籍状況により、受入れ体制を整備します。

【市町村の受入れ体制の例】

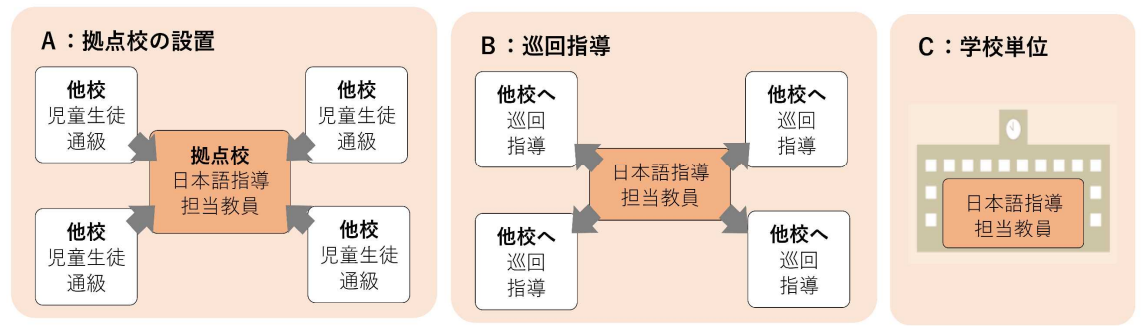

A：　市町村の一定域内で拠点校を設置し、初期日本語指導や適応指導などの通級指導を行う。
B：　市町村の一定域内で、拠点校に配置された日本語指導担当教員が、拠点校以外の学校への巡回指導を行う。
C：　学校単位で日本語指導担当教員を配置し、担当教員が日本語指導や教科指導を行う。

〔取組例〕
・来日直後で、日本語指導に加え、学校生活への適応指導が必要な子どもには、拠点校の初期指導教室で指導を受けた後、在籍校において巡回による指導を受けられるよう移行
・少数在籍校に編入した子どもにも支援が行き届くよう、複合的な仕組みを整えるコーディネーターを教育委員会に配置

2　学校の受入れ体制の整備を支援します

①人的支援

〔日本語指導支援員の配置〕

・長く日本に居住している外国人や海外での勤務・活動経験のある地域住民などの人材を、外国人の子どもへの学習指導や生活への適応指導を支援する日本語指導支援員として配置します。

【日本語指導支援員募集の取組例】

・募集要項や募集にかかわるリーフレットの作成
　□市町村広報誌・ホームページ・公式ＳＮＳサイトに掲載
　□役所窓口や外国人が集まる店舗に設置
・業務内容、資格要件、勤務の条件、欠格要件等を定めた要項の作成

〔市町村単位の研修の実施〕

・日本語指導担当教員や日本語指導支援者を対象として、指導力向上に向けた研修会を実施します。
・教職員全員で外国人児童生徒等教育に取り組む意識をもち、学校全体の受入れ体制を整備するため、管理職を対象とする研修も重要です。

【市町村単位の研修例】

Point
・文部科学省日本語指導アドバイザーや、道教委の研修（連絡協議会）受講者を講師として活用
・近隣市町村が連携した合同研修会の実施

〔目的〕
・学校における多文化共生教育の推進
・日本語指導担当教員、日本語指導支援者の指導力向上
・優れた実践の共有
・取り出しの日本語指導方法や初期段階での日本語指導の共通理解

〔内容〕
・実践の共有、授業公開
・指導・支援の具体的な方法や教材の活用方法に関わる協議・演習

②物的支援

・文部科学省情報検索サイト「かすたねっと」等を活用して、学校や外国人の子どもの実態に応じた教材や翻訳文書を整備します。

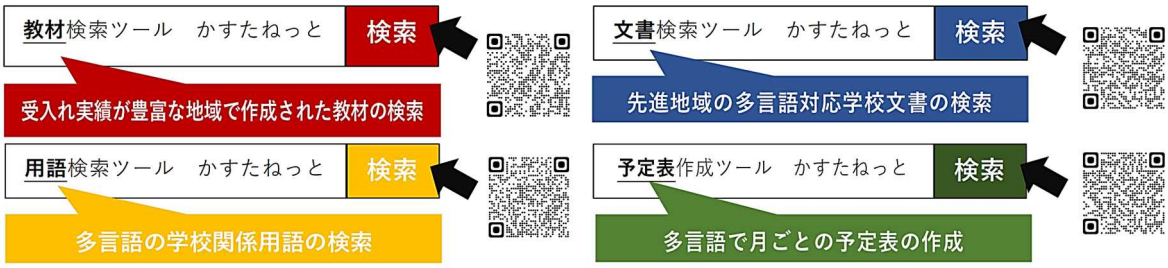
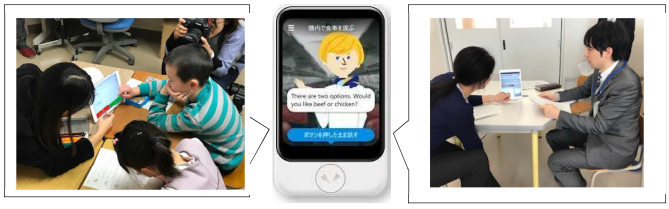
・外国人の子どもの受入れ校に、翻訳機や翻訳アプリの付いたタブレットを貸与し、保護者への教育相談や子どもへの初期日本語指導で活用します。